

令和6年度沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(沖縄県外の私立高等学校等に通う生徒の保護者向け)

意志ある生徒が安心して教育をうけられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、住民税(所得割)非課税世帯又は生活保護世帯(生業扶助受給)を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

－制度概要－



私立高校生
が対象です

★ 申請の対象となる世帯

令和7年2月1日現在、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 令和7年2月1日に保護者等が沖縄県内に在住している。
※保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 令和6年度の保護者等全員の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税(0円)であること。又は生活保護(生業扶助)を受給している。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

★ 生徒一人あたりの給付額(年額) ※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	142,600円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	52,100円

※非課税世帯の生徒が第1子又は第2子のいずれかに該当するかは、別紙「確認シート」で判断します。

※新入生に対する一部早期給付の支給を受けた方は、年額から一部給付した額を除いた額を給付します。(再度申請が必要です)

※すでに今年度受給された方は対象外です。

★ 提出書類 ー 該当する世帯をご確認くださいー

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1）
- (2) 「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式 2）
※令和 7 年 2 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- (3) 「高等学校等在学証明書」（様式 5）
※令和 7 年 2 月 1 日以降、学校長の証明を受けてください。
- (4) 「債権者登録申請書（振込口座確認書類）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- (5) 「振込依頼書
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

○家族全員が市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額「非課税」の世帯

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（専攻科は専用の様式を使用）
- (2) 保護者等全員の「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書（市町村発行）」又は、
マイナンバーカードの写し
- (3) 「高等学校等在学証明書」（様式 5）
「個人対象要件証明書」（様式 9）* 専攻科のみ
※いずれも令和 7 年 2 月 1 日以降、学校長の証明を受けてください。
- (4) 「債権者登録申請書」
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳等のコピーも併せて提出してください。
- (5) 「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合にのみ、必ず提出してください。
- (6) 「扶養誓約書」（様式 3）* 通信制・専攻科は対象外
※15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に提出してください。
- (7) 「代理受領委任状」
※給付金の代理受領を学校に委任する場合にのみ提出してください。

★申請書提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県総務私学課 私学・法人班「奨学給付金担当」

電話番号 098-866-2074

★申請期限について

【通常給付】令和7年2月20日（木）必着

★様式のダウンロードについて

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/index.html>